

内閣参質一四七第一〇号

平成十二年二月二十九日

内閣総理大臣 小 淵 恵 三

参議院議長 斎 藤 十 朗 殿

参議院議員照屋寛徳君提出エア―ニッポン機とジェット戦闘機の異常接近に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員照屋寛徳君提出エア―ニッポン機とジェット戦闘機の異常接近に関する質問に対す

る答弁書

一について

過去十年間において、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七十六条の二に基づく異常接近に関する機長報告を受けて運輸大臣が異常接近と判定した事例と政府が講じた対応については、別表一のとおりである。

二について

御指摘の異常接近報告の内容については、別表二のとおりである。

三について

航空法第七十六条の二において、機長は、航行中他の航空機との衝突又は接触のおそれがあったと認めるときは、運輸大臣に所定の事項を報告しなければならないとされている。

本事案は平成十二年二月四日に発生し、エア―ニッポン七三五便の機長による運輸大臣への報告は二月七日になされており、この間三日を要した理由に関しては、当該航空会社の社内手続によるものであると

聞いているが、政府としては、報告が早期になされるよう社内手続の改善について検討を求めたところである。

四について

政府としては、機長による報告を基に、本事案の状況及び原因について、関係者及び関係機関に対し聴取等を行うとともに必要なデータの提出を求め、可能な限り早期に調査結果を報道機関等に対して公表する所存である。

また、具体的な再発防止策については、調査結果を踏まえた上で策定することとしている。

五について

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和三十五年条約第七号。以下「地位協定」という。）第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許されている空域及び日本国の領域近傍において、船舶、航空機等の航行の安全を図る等のために区域を指定してアメリカ合衆国が使用する空域として告示されているものうち、沖縄県及びその周辺に所在するものは、別紙のとおりである。

六について

政府としては、沖縄本島における進入管制業務の移管について、これまで累次にわたり、日米合同委員会の枠組み等を通じ、米側に対し申し入れてきており、その時期等は別表三のとおりである。

昭和四十七年の日米合同委員会において、当該管制業務は、我が国が提供できるまでの暫定期間中、アメリカ合衆国政府が実施することと合意し現在に至っている。

政府としては、既に当該管制業務を十分実施し得る能力及び技術を備えていると考えているため、アメリカ合衆国政府に対して当該管制業務の移管を求めているところである。

別表一 異常接近と判定した事例と政府が講じた対応

発生年月日	発生場所	関係機	政府が講じた対応
平成二年八月二十三日	大阪国際空港の 南南西約四十キ ロメートルの上 空	全日空五三〇便／キャ セイパシフィック航空 五六四便	運輸大臣が航空管制官に対し、管 制業務実施に係る諸規程及び方式 の遵守並びに適正な管制用語の使 用を指示
平成三年五月二十一日	仙台空港の西約 五・七キロメー トルの上空	全日空七三三便／小型 機	運輸大臣が小型機の機長に対し、 ふくそうする空域においては、通 信の傍受により他の航空機の動向 を把握するよう指示
平成六年五月二十二日	日本と北米を結 ぶ航空路A59 0の太平洋上空	キャセイパシフィック 航空八八一便／ノース ウェスト航空六便	運輸大臣が航空管制官に対し、運 航票による的確な状況把握の徹底 を指示

別表二 異常接近報告の内容

平成八年十二月十二日	那覇空港滑走路 中央付近上空	エア・ニッポン四三三 便／自衛隊機	運輸大臣が航空管制官に対し、航空交通がふくそうした場合における適切な交通情報の提供を指示
------------	-------------------	----------------------	--

発生日時	平成十二年二月四日 十三時五十分頃
発生場所	那覇市の北西約四十マイルの海上上空
報告機	エア・ニッポン七三五便
	型式 B737-500
	福岡空港発↓石垣空港行
	飛行方式 計器飛行方式（IFR）
	乗員数 五名 乗客 百三名
飛行高度	二万八千フィート（約八千五百メートル）

関係管制機関	那覇航空交通管制部
関 連 機	ジェット戦闘機 有視界飛行方式（VFR）
気 象 状 態	有視界気象状態（視程十キロメートル以上）
接 近 状 況	当該機は那覇航空交通管制部の管制のもと、福岡空港から石垣空港に向け二万八千フィートで飛行中、那覇市の北西四十海里付近において、那覇管制部から当該機の三時方向にVFR機がある旨の情報を得た。ほぼ同時に航空機衝突防止装置（TCAS）のトラフィック・アドバイザリー（TA）が発せられ約五百フィート下方から上昇してくる関連機を視認した。直後にTCASの降下のレゾリュジョン・アドバイザリー（RA）が発せられそれに従ったが、関連機も高度を下げ始めたため、すぐ上昇を始めたところRAも上昇に変わった。関連機は前方下方を三時方向から九時の方向へ通過し、同高度で数秒平行に飛行した後、右旋回して下方を通過して消えた。 最接近時の水平距離 下方のため確認できず。 最接近時の高度差 約二百フィート。

別表三 米側に対する申入れ

時 期	委 員 会 名 等
昭和五十八年十二月	民間航空分科委員会
昭和六十三年五月	民間航空分科委員会
平成五年三月	民間航空分科委員会
平成七年十二月	民間航空分科委員会
平成八年六月	民間航空分科委員会
平成八年十二月	民間航空分科委員会
平成十年一月	民間航空分科委員会
平成十一年十一月	日米合同委員会
平成十二年一月	日米合同委員会
平成十二年一月	日米安全保障高級事務レベル協議審議官レベル会合
平成十二年二月	日米外相会談

別紙

地位協定第2条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許されている空域及び日本国の領域近傍において、船舶、航空機等の航行の安全を図るのために区域を指定して使用する空域（沖縄県及びその周辺に所在するもの）

名 称	高 度 制 限
① 伊江島補助飛行場	第1区域 4,670メートル以下、第2区域 3,972メートル以下
② キヤンフ・ハンセン	912メートル以下
③ 島島射撃場	4,670メートル以下
④ 出砂島射撃場	4,670メートル以下
⑤ 久米島射撃場	4,670メートル以下 (4,670メートルを超えるものはノータム（航空情報）による。)
⑥ 黄尾射撃場	1,216メートル以下
⑦ 赤尾射撃場	1,216メートル以下
⑧ 沖大東島射撃場	無し
⑨ ホンデル・ホルル訓練区域	無し
⑩ インディア・インディア訓練区域	無し
⑪ マイク・マイク訓練区域	無し
⑫ テルファ区域	900メートル以上、18,300メートル以下
⑬ テルフ・ゴルフ訓練区域	1,216メートル以下
⑭ 沖縄北部訓練区域	無し
⑮ 沖縄南部訓練区域	無し

